

国民健康保険

出産育児一時金の受取代理請求制度

出産前に病院・診療所などを受取人として出産育児一時金(上限35万円)を申請していただくことにより、出産にかかった費用を国保から直接医療機関などに支払う制度で、皆さんが出産費用を一時的に立て替える負担が軽減されます。

対象

国保の被保険者で、出産育児一時金を受ける見込みがあり、かつ出産予定日まで1か月以内のかた。

申請

- ① 住民福祉課国保年金係に出産育児一時金請求書(事前申請)の交付申請をしてください。
- ② ①の請求書*に必要事項を記入し、被保険者証・母子健康手帳・出産予定日を証明する書類を持参のうえ、住民福祉課国保年金係に申請してください。

*医療機関などが記入する欄もあります。

問合せ

住民福祉課国保年金係 ☎62-1230 内線102

第7回

住民税が変わります

申告を受け付けています



●申告は3月15日まで

町の申告相談、税務署での確定申告とも3月15日(休)で終了します。申告期間を過ぎると、受けられなくなる特例があったり、延滞税などが課されたりする場合がありますのでご注意ください。

●6月からの住民税は増額となります
平成19年度の住民税は、6月から課税されます。新年度の住民税は、税源移譲に

増額となります

関わる税制改正のため、所得税が減額されている分増額されます。源泉所得税は、1月分から減額されていますので、給与や年金の支給額が変わらなければ手取りの金額は増えていますが、この手取りの増加分は6月からの住民税に加算されることとなります。納税の準備をお願いします。

問合せ 税務課賦課係

☎62-11230 内線141

AED を設置しました

自動体外式除細動器



AEDは、突然、心臓がけいれんを起こした場合に、心臓に電気ショックを与え、けいれんを取り除く器械です。操作方法は、AEDが音声ガイダンスで指示してくれますので、救急の現場に居合わせた場合は、勇気と強い意志を持って救命処置をお願いします。

●設置場所

幼稚園、各小学校、中学校、温水プール、文化会館、長生荘、総合センター、水と緑のふれあい館

●AEDで命が救われています

事例① 県内で行われた社会人サッカーの試合中、選手が突然倒れましたが、公園の事務所に設置されたAEDをチームメイトが使用して救命されました。

事例② 平成17年に2,200万人を集めた『愛・地球博』では、会場内に約100台のAEDが設置され、心肺停止を起こした4人のかたが救命されました。

●救命講習会を受講しましょう！

秩父消防本部では、毎月第3日曜日に救命講習会を開催しています。



問合せ 総務課庶務係 ☎62-1230 内線201/秩父消防本部警防課 ☎21-0122